

(小型船造船業法施行規則の一部改正)

第二十五条 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

3 第一項第二号及び第三号並びに前項第二号の規定による主任技術者養成講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

4 主任技術者養成講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人日本小型船舶工業会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番地二号	通信教育造船科講座

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第二十六条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第二百三十二条の次に次の一条を加える。

(認定の基準)

第二百三十二条の二 第二百二十九条第一項、第二百二十九条の二第一項及び第二百二十九条の三第一項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

一 職員、検査事務の実施の方法その他の事項についての検査事務の実施に関する計画が検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の検査事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 検査事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検査事務が不公平になるおそれがないこと。

第二百三十七条を次のように改める。

(公示)

第二百三十七条 認定法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

認定法人	名称	主たる事務所の所在地
第二百二十九条第一項の規定による認定を受けた認定法人	社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
第二百二十九条の二第一項の規定による認定を受けた認定法人	社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
第二百二十九条の三第一項の規定による認定を受けた認定法人	財団法人日本船舶用品検定協会	東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第二十七条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十二項を削り、同条第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中、「第五項」を、「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中、「前項第二号」を、「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法第八条第一項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる船級協会について行う。

一 職員、検査事務の実施の方法その他の事項についての検査事務の実施に関する計画が検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の検査事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 検査事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検査事務が不公平になるおそれがないこと。

第四十七条に次の一項を加える。

名称	主たる事務所の所在地
財団法人日本海事協会	東京都千代田区紀尾井町四番七号

(特殊貨物船舶運送規則の一部改正)

第二十八条 特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七条第一項の規定による指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

一 職員、測定事務の実施の方法その他の事項についての測定事務の実施に関する計画が測定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の測定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 測定事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて測定事務が不公平になるおそれがないこと。

第二十八条第六項中、「前項」を、「第五項」に、「第三項及び第五項」を、「及び第四項」に、「第三項及び第四項」を、「第四項及び第五項」に、「第一項及び第四項」を、「第一項及び第五項」に改め、「検査員」との下に、「第二項中、「測定事務」とあるのは、「検査事務」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定測定機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号

8 指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号